

秋田県告示第175号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

なお、計画書は、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久